三十四　法第十七条第七項の規定により返還をしたとき。	一　［略］ 二　返還に係る規制対象財産を所持していた者であって、財産凍結等対象者でなくなったものの氏名又は名称及びその者が直近に財産凍結等対象者であったときの指定番号等 ［三～五　略］
三十五　［略］	
三十六　法第二十条第一項の規定により財産凍結等対象者に対し報告又は資料の提出を求めたとき。	一　当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等 ［二・三　略］
三十七　法第二十条第一項の規定により警察職員に財産凍結等対象者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたとき。	一　当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等 ［二～五　略］
三十八　法第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をする行為があったと認めたとき。	一　違反行為をした者が財産凍結等対象者である場合にあっては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　違反行為をした者が財産凍結等対象者以外の者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 三　［略］
［三十九～四十三　略］	

（民間事業者等への情報の提供等）

第四十条　国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為並びに北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）第八条第一号に規定する北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等をいう。）及びイランによる核兵器等の開発等（同条第二号に規定するイランによる核兵器等の開発等をいう。）の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深め、もって法第二章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、民間事業者その他の者に対し、必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

三十四　法第十七条第七項の規定により返還をしたとき。	一　［同上］ 二　返還に係る規制対象財産を所持していた者であって、公告国際テロリストでなくなったものの氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであったときの指定番号等 ［三～五　同上］
三十五　［同上］	
三十六　法第二十条第一項の規定により公告国際テロリストに対し報告又は資料の提出を求めたとき。	一　当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 ［二・三　同上］
三十七　法第二十条第一項の規定により警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたとき。	一　当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 ［二～五　同上］
三十八　法第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をする行為があったと認めたとき。	一　違反行為をした者が公告国際テロリストである場合にあっては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 二　違反行為をした者が公告国際テロリスト以外の者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日） 三　［同上］
［三十九～四十三　同上］	

（民間事業者等への情報の提供等）

第四十条　国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深め、もって法第二章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、民間事業者その他の者に対し、必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。